

厚生労働省発基労第 0117001 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱（労働者災害補償保険法の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

平成 19 年 1 月 17 日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱（労働者災害補償保険法の一部改正関係）

第一 労働者災害補償保険法の一部改正

一 労働福祉事業の見直し

- (一) 労働福祉事業の事業名を社会復帰促進等事業に改めるものとする。
- (二) 労働者災害補償保険法第二十九条第一項第三号の規定による安全衛生確保事業を「労働者の安全及び衛生の確保その他保険給付に係る事業の健全な運営の確保に資する事業並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業」に改め、同項第四号の規定による労働条件確保事業を廃止するものとする。

- (三) その他所要の規定の整備を行うものとする。

二 船員保険の統合

- (一) 労働者災害補償保険法の適用除外対象から船員保険の被保険者を削除するものとする。
- (二) 厚生労働大臣から国土交通大臣に対し船員法に基づく措置を要求することができるものとする。

もに、相互に情報提供を行うことができるものとする。

- (三) その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 その他

一 施行期日

この法律は、平成十九年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の二については、平成二十二年四月一日から施行するものとする。

二 経過措置

- (一) 第一の二の改正の施行前に生じた事故に係る保険給付については、なお従前の例によるものとし、当該保険給付に要する費用については、船員保険が保有する積立金を移管するとともに、船員を使用する事業主から徴収するものとする。

- (二) その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

三 関係法律の整備

その他関係法律について、所要の規定の整備を行うものとする。